



なくこれを承認し得ると考えましたので、即ち第百十四条第二項、二百二条第二項、及び三百八十三条第二項、これだけは原案のうち取り上げまして削ることにいたしました次第であります。

次は三百九十九条第一項三号を削ることにいたしました点であります。

これはこれより申し上げるまでもなく第二審の判決に對しまして上告申立をいたしました場合、その原審が形式的な欠陥の補正がでないと、或いは理由書を出さないと、その理由書が法に定めた形式に従っていないといつたようなものと同様に見るものの一つといたしました。上告の理由が法令の違背を理由にせない、又判決に影響を及ぼすこと明らかな法令の違背を理由とするものであるという点と、これを大體同様と考えまして、少くとも効果において同じように見まして、これをスクリーニングしようという理由があるものであります。これを小委員会及び本委員会におきましても非常な問題として、過渡的にはいろいろ意見も出たのであります。特例法の一時存置等の意見の出たのも、これらに関連いたしました次第でありましたが、要は何と言いましても不服の申立てである訴訟の手續に、その不服を申立てられる裁判所のなしたその裁判所が更にその可否を決するということは、これは訴訟手續の本筋に照らしましてどうも不適当である。従いまして一号二号におきましては先ず形式的要件といたしましてこれはまあ實際問題として考えられないこともないのであるが、三号に至つては、上告理由の内容に入らなければそのいづれであるかを決しかねる、いわゆる實質要件に關するものはどうにもこれは容められないといふことが大體根本理由であつたと思つております。かようにいたしました非常に議論の多い重大な部分ではありましたが、結論としてかようにいたしました次第であります。

その余の部分は、四百九条の改正規定に關する部分を削る、或いは六百七十七條の改正規定を削り改正法案の第二條の一部を次のように修正する。即ち第十條、第十七條及び十八條の改正規定に關する部分を削る、附則第一項を削るといふような点が挙げられるのであります。これはいづれも前に申し上げましたような調書の形式合理化或いは判決の方式の合理化といふようなものに牽連いたしましたものであります。それを、それ／＼そのように修正することと適當に考えた次第であります。特段わざわざ御説明するの要はないかと存じておりますが、必要によりて御説明申し上げたいと思ひます。

最後に民事訴訟用印紙法の一部を改正する法律案に對する修正案であります。これは大體訴訟の印紙額については変化はないのであります。この前提をなします先刻申しました裁判所法の一部分改正法によりまして、その管轄の限度が二十万円を十万円にしたといふところで、これを参考にいたしまして、そこでこの印紙額といふものを区切ることを便利であらうといふような点からこれを牽連いたしました修正案を示しております。これは非常にたくさんあるの細かく申上げませんが、かようにいたしました次第であります。

その他大體において切下げております。ということとは、三倍或いはひどいものは六倍といつたようなものは、余りにその引上げが急激であらうと考えたのであります。その引上げた倍の倍を減らした。例へば六十倍といつたようなものは五十倍のほうはつきりしてはいないか、便利じゃないか、或いは百二十倍といふようなものは百円が簡便な加味いたしまして、かような修正案に落ちついた次第であります。勿論これは理論的なものではないのであります。實際問題が殆んど大部分であると申上げ得ると思つております。

経過についての詳しいことはもう差控へまして、簡単な理由を附しまして一応修正案を御説明申上げたつもりであります。御了承願ひます。

○委員長(都部一君) 只今修正部分についての説明を聴取いたしました。只今の説明に對して質疑のあり方から順次御発言を願ひます。

○龜田得治君 一点だけちよつと御参考にお聞かせ願ひたいのですが、私はこの修正案は現在の段階としては妥協だと思つております。ただ一つお聞きしたいことは、先ず管轄の關係で二十万円という標準を十万円に切下げられてゐる。この結果政府がどういふものが多いといふことが予想される。それからもう一つは特例法よりも上告理由といふものが広がるわけですから、そういう点からもいくらか増加が予定されるわけですね。そういうふうな立場から、これは政府並びに最高裁判所でもその結果がどうなるかといふふう

なことを考えておるのではないかと思ふのですが、恐らく修正案を衆議院側でお作りになる際にもそういう点についての御議論があつたことと思つてゐる。若しそのために最高裁の現在の機構ではいささか困るというふうな見通しでも持つておられるのか。若しそういう見通しでも持つておられるとしたら、そういう点に對する何か今後の問題の取扱いの仕方、そういうことは何かお考えになつておられると思ひますが、ありましたらその辺の問題を一つ適當に成るべく詳しくお話願ひます。これは私も少しも聞いても、又御参考にしたしたいと思います。

○衆議院議員(林信雄君) 的確のお答えができるかどうか存じますが、お尋ねのうちにその点は非常に重要な事柄でありまして、いろいろ質疑応答も重ねられました。論議もせられたのであります。特例法を外されてしまふと、いわゆる現行法が生きて來るものでありますから、これを一〇〇として考えますと、特例法のあることによつて、或いは数字が間違つておるかとも知れませんが、七〇〇程度でとどまつておるかのように承知いたします。これをこの改正案で民事訴訟法現行法通り、若しくはこれに近いものにいたしますと、非常にその上告率は増加いたします。この上告率は、この改正案はその主要なものといたしまして、いわゆる三百九十四条において十分なしほりがかけられてゐる。これは特例法に比較いたしますと、これは特例法に比較いたしますと、現行法に比較いたしますと、十分なしほりがかかつておりますので、これは實施の結果に待たなければならぬと存じますが、特例法との

関連においてこの根本的な規定の關係よりいたしましたそれほど増加しないであらう。勿論増加は見込まなければならぬ。かような關係から、この管轄の点を二十万円にいたしますと、實際問題といたしまして、うんと簡易裁判所でもやられまして、うんと簡易裁判所では少くなつて來るだらうと思つてゐます。従いまして、それを十万円にとどめますことは、その比率だけ最高裁判所の上告率は多いといふことにはなると存じますが、これも大體その幅は大した相違がないであらう。最高裁判所のほうで今日すでに持てあましておると我々は考えられます。よるな状態ではありますけれども、それに増しましてどうにもならぬという状態になるように政府当局も申しております。七千件くらいのものを五千件にしたいといふたような熱意を一層振起してもらひますならば、かなりしめるのじやないかといふふうに考えておるのであります。尤もそれだけで然らば將來ともにそのままでよろしいかといふ点については、これはそれは行かないと実はみんな考えております。従つて何とか最高裁判所の機構において事件の処理が滞滞なく速やかに適當に進められるように何らかの手を打たなければならぬといふことも、お説のように我々も考えまして、国会の会期終了いたしました。一つ總統審議をいたしました。これは民事訴訟法の上告だけでなく、又民事訴訟法の上訴だけでなく、刑事訴訟法の上訴関係も入りました上訴に關する小委員会でも作り、そのまゝこれを總統審議にしようといふような意見も実は出ておるので



是非をお願いしたいと思います。

○委員長(郡祐一君) 法務省側から、村上民事局長から先ほど亀田委員の御質疑中にあつた法務省側の意見をお願いいたします。

○政府委員(村上朝一君) この三つの法律案が修正案通り成立いたしましたも、裁判所の機構の問題及び民事、刑事の上告制度の問題につきましては、更に根本的に検討を要する問題が残つてゐるわけでございます。政府におきましても今後できるだけ早い時期に妥当な結論を得ますように努力いたすつもりでございますが、国会におかれまして、小委員会を設けて、この問題につきまして御検討を下さいますことは、私どもとして誠に有難いことと存じてゐるのであります。できる限りの資料の提供、その他の御協力も申上げ、十分各方面の意見もお聞きとり頂いて、御検討を頂きますことを附け加えて申し上げます。

○委員長(郡祐一君) 他の委員、御発言はありませんか。

○青木一男君 質疑は終了したものとしまして、明日直ちに討論採決に入られることに私は異議ありません。

○委員長(郡祐一君) 御異議がないようでありますから、裁判所法の一部を改正する法律案外二件の質疑はこれを以て終了いたしましたことといたします。討論採決は、明日これを行いたいと思ひます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

只今より秘密保護法案に関する懇談会に移ります。

午後三時十一分懇談会に移る

午後五時三十分懇談会を終る

○委員長(郡祐一君) これにて懇談会を閉じます。次回は明二十二日午前十時より開会いたします。本日はこの程度で散会いたします。

午後五時四分散会